

平成29年7月24日 東北運輸局法令試験問題

(各都市共通)

(注釈)

試験問題中「個人タクシー事業」等の語句の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- ・ 「個人タクシー事業」… 一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「事業者」… 一般乗用旅客自動車運送事業者（1人1車制個人タクシー）
- ・ 「タクシー」… 一般乗用旅客自動車運送事業用自動車

問1. 次の法令等の（ ）にあてはまる適切な語句を下欄から選んで、解答欄にその記号を記入して下さい。

旅客自動車運送事業運輸規則第18条（事故の場合の処置）

旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- (1) 旅客の運送を（ ① ）すること。
- (2) 旅客を出発地まで（ ② ）すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、旅客を（ ③ ）すること。

旅客自動車運送事業運輸規則第19条（事故による死傷者に関する処置）

旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 死傷者のあるときは、すみやかに（ ④ ）その他の必要な措置を講ずること。
- (2) 死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を（ ⑤ ）に通知すること。
- (3) 遺留品を保管すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、死傷者を（ ③ ）すること。

ア 応急処置	イ 確保	ウ 家族	エ 監督
オ 記録	カ 継続	キ 限定	ク 指導
ケ 終了	コ 送還	サ 同行	シ 道路管理者
ス 把握	セ 病院	ソ 保護	

※ 選択肢の内容は原文通りです。

問2. 次の記述のうち、適切なもの正しいものには○を、適切でないもの誤っているものには×を、解答欄に記入して下さい。

1. 個人タクシー事業は、道路運送法の「特定旅客自動車運送事業」に該当します。
2. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客の運賃及び料金のうち、旅客の利益に及ぼす影響が比較的小さいものとして国土交通省令で定める料金について設定又は変更した場合は、遅滞なく届け出なければなりません。
3. 道路運送法には運送の引受義務が規定されていますが、タクシー事業者は認可を受けている運送約款によらない運送の申込みを受けた場合であっても、当該運送の引受けを拒絶することができません。
4. 一般旅客自動車運送事業者は、営業所の名称を変更をするときは、あらかじめその旨を国土交通大臣に届け出なければなりません。
5. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために許可を受けて地域及び期間を限定して行うときは乗合旅客の運送をすることができます。
6. 道路運送法の規定では、輸送の安全及び旅客の利便の確保のために事業者が遵守すべき事項は、事業計画に定めることとされています。
7. 道路運送法において一般旅客自動車運送事業者は、特定の旅客に対し、不当な差別的取扱いをしてはならないことが規定されています。
8. タクシー事業者は、その名義を他人にタクシー事業のため利用させることはできませんが、家族には利用させることができます。
9. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受の場合に限っては、譲渡譲受契約があれば道路運送法に規定する手続きは必要ありません。
10. 一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法に基づく命令に違反したときは6月以内において期間を定めて事業の停止を命ぜられることがあります。
11. 事業を休止中の個人タクシー事業者は、休止期間中であっても、事業用自動車の代替ができます。

12. 道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可申請書の事業計画には、営業区域についても記載することになっています。
13. 事業者は、旅客の運賃その他運輸に関する料金の認可申請をしようとする場合には、運賃及び料金の収受並びに事業者の責任に関する事項を申請書に記載しなければなりません。
14. 個人タクシー事業の譲渡及び譲受が終了した場合、その旨を届け出なければなりません。
15. 事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を受けたときは、これについて遅滞なく弁明しなければならないことになっていますが、この場合、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、弁明をする必要はありません。
16. 身体障害者補助犬及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物をタクシー車内に持ち込む旅客に対しては、運送の引受けを拒絶することができます。
17. 乗務記録には、休憩した場合の記録は不要です。
18. 一般乗用旅客自動車運送事業者は、自動車事故報告規則に規定する事故が発生した場合にあっては、自動車事故報告書を提出すれば、事故の記録をする必要はありません。
19. 個人タクシー事業者の場合、タクシー車両に備え付ける地図は、少なくとも営業区域のうち自分が主として営業する地域のものでよいこととされています。
20. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供してはなりません。運送の途中において当該事業用自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができる場合は、当該事業用自動車を旅客の運送の用に供することができます。
21. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の本拠ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければなりません。個人タクシー事業者はその適用が除外されます。
22. 一般乗用旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者は、迎車回送しようとする場合には、回送板を掲出しなければなりません。

23. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業等報告規則の規定により「事業報告書」及び「輸送実績報告書」を毎事業年度の経過後百日以内に提出しなければなりません。
24. 一般乗用旅客自動車運送事業の標準運送約款には、運賃及び料金の収受に関し、旅客が乗車する際にその支払いを求める場合もあることが規定されています。
25. 個人タクシー事業者が、その事業を30日間休止した場合には「運転日報」にその旨を明記することにより、道路運送法第38条第1項の規定による「事業の休止届出書」を提出する必要はありません。
26. 個人タクシー事業者が、許可等を受けた日又は前回の期限更新の決定がなされた日から当該申請書提出時の期限更新の決定がなされる日までの間に、旅客自動車運送事業等報告規則に基づく事業報告書を提出していなくても、個人タクシー事業の更新後の許可期限には影響しません。
27. 一般乗用旅客自動車運送事業の料金の種類は、待料金、迎車回送料金、サービス指定予約料金及びその他の料金とされています。
28. 道路運送車両法は、自動車の所有権の公証を目的の一つとしています。
29. 個人タクシー事業者は、事業用自動車の自動車検査証の写しを営業所に掲示する義務があります。
30. タクシー車両の点検整備記録簿の保存期間は、その点検整備の日から2年間と定められています。
31. 自動車点検基準に規定する日常点検基準においては、タクシー車両のウインド・ウォッシャー及びワイパーは、1ヶ月に1回点検を実施しなければならないこととなっています。
32. 自動車事故報告規則の規定に基づく報告書には、示談書を添付することは義務づけられていません。
33. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者のタクシーにあつては、「個人」を表示灯に表示するように定められています。

34. 個人タクシー事業者が、氏名の変更を行い、事業者乗務証の訂正を受ける場合、同法に基づき事業者乗務証訂正申請書を登録実施機関（タクシーセンター）に提出することとなっていますが、その際には、事業者乗務証及び当該事業者の申請用写真を添付し、かつ、その者が受けている第二種運転免許に係る運転免許証を提示しなければならないこととなっています。
35. タクシー業務適正化特別措置法の指定地域内の個人タクシー事業者は、事業者乗務証を他人に譲り渡し、又は貸与してはなりません。

34は原文通りです。

氏名 _____

平成29年7月24日実施 東北運輸局（各都市共通）

法令試験問題

解答用紙

問 1

①		②		③		④		⑤	
---	--	---	--	---	--	---	--	---	--

問 2

1		2		3		4		5	
6		7		8		9		10	
11		12		13		14		15	
16		17		18		19		20	
21		22		23		24		25	
26		27		28		29		30	
31		32		33		34		35	